人権・同和問題に関する

市民意識調査報告書

神　　埼　　市

目次

Ⅰ. 調査の概要 ……1

Ⅱ. 調査結果

(1)　社会的な風習の考え方

質問 1　「結婚式は大安の日が一番よい、葬式は友引の日はさける」という考え方について、あなたはどう思いますか …… 2

(2)人権問題全般について

質問2　あなたは、人権や差別問題に関心を持っていますか …… 3

質問3　あなたは今、人権が守られていると思いますか …… 4

質問4　あなたや家族の方が、他人から人権を侵害されたことや傷つけられたことがありますか …… 4

質問5　あなたは、他人の人権を傷つけたことがあると思いますか…… 5

質問6　もし、あなたが人権侵害を受け、自分ひとりでは解決できないと判断した場合、どのように対処しますか…… 5

質問7　あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査や信用調査をすることについてどう考えますか…… 6

質問8　神埼市では平成 27 年 2 月から本人通知制度を導入しています。本人通知制度を知っていますか…… 6

質問9　日本社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるもの …… 7

質問 10　女性の人権について…… 8

質問 11　子どもの人権について…… 8

質問 12　高齢者の人権について…… 9

質問 13　障がい者の人権について …… 9

質問 14　外国人の人権について……10

質問 15　インターネット(SNS等)による人権侵害について……10

質問 16　性的指向・性自認(LGBTs)などに関する人権侵害について…… 11

質問 17　災害(地震や大雨など)に伴う人権問題について …… 11

質問 18　「差別解消のための法律」の中で知っている法律はどれですか ……12

(3)同和問題(部落差別)について

質問 19　あなたは、同和地区(被差別部落)に生まれた人たちや住む人たちが、今でも就職や結婚などで差別を受けていること(同和問題)を知っていますか ……13

質問 20　あなたが、同和問題をはじめて知ったのは、どのようなきかっけからですか……14

質問 21 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか ……14
質問 22 仮に、あなたが日頃から親しくつきあっている近所の人や職場の人が同和地区（被差別部落）出身であることがわかったとき、あなたはどうしますか……15
質問 23 仮に、あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が同和地区（被差別部落）出身の人であることであることがわかったとき、あなたはどうしますか ……16
質問 24 同和問題の解決について、あなたはどう考えますか……16
質問 25 あなたは、同和問題の解決に、今後どのようなことが必要だと思いますか……17

（4）啓発活動について
質問 26 人権・同和問題を正しく理解してもらうために各種の教育・啓発活動を行っていますが、あなたは見たり、聞いたり、読んだり、参加したりしたことがありますか ……17
質問 27 人権・同和問題について理解を深めるために、あなたが最も効果的であると思うのはどれですか……18

（5）回答者について
質問 28 性別について……18
質問 29 年齢について……18

Ⅲ. 資料
◎神埼市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例 ……19
◎人権教育及び人権啓発の推進に関する法律…… 20

Ⅰ. 調査の概要

(1)調査の目的

この調査は、神埼市民の人権・同和問題に関する意識状況を把握し、人権教育・啓発基本方針の策定並びに今後の取り組みに向けた基礎資料を得ることを目的としています。

(2)調査の概要

調査地域	神埼市全域
調査対象	市内に居住する 18 歳以上
抽出者数	1,000 人
抽出方法	地域ごとに住民基本台帳から年齢階層別に無作為抽出
調査方法	郵送による配布、郵送による回収
調査時期	令和5年9月
回収結果	回収数 331 人(宛先不明2人を除く)／33.2%

(3)留意事項

・比率はすべてパーセントで表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

・比率は、各質問の「件数」を基礎として算出しています。

・複数回答が可能な質問においても、比率算出の基礎は「件数」とし、該当する選択肢に○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。したがって、各選択肢の比率の合計が 100%を超える場合があります。

・表記の関係上、質問項目を短縮して表示しています。

II. 調査結果

(1)　社会的な風習の考え方

質問1　「結婚式は大安の日が一番よい、葬式は友引の日はさける」という考え方について、あなたはどう思いますか(○は１つ)

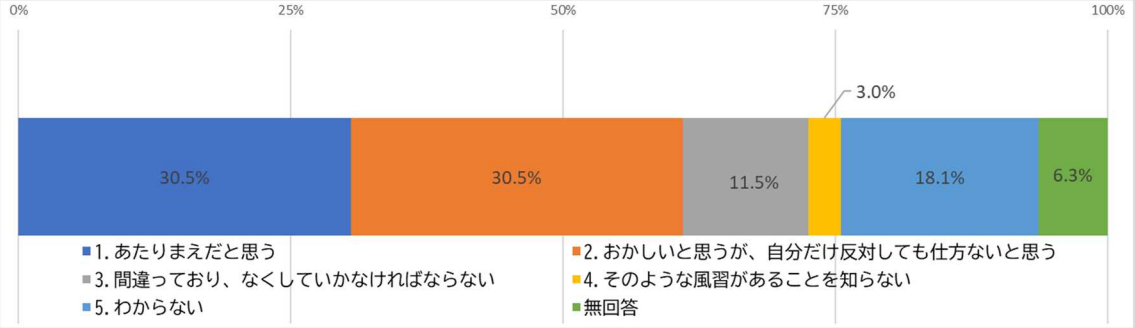

「あたりまえだと思う」を選択した人が 30.5%で、約3割の人が六曜を信じていることが読み取れます。また、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方ないと思う」と答えた人が 30.5%と高い割合となっています。一方、「間違っており、なくしていかなければならない」と答えた人は 11.5%でした。「そのような風習があることを知らない」(3.0%)も一定数いることが分かります。

（2）　人権問題全般について

質問2　　あなたは、人権や差別問題に関心を持っていますか（○は１つ）

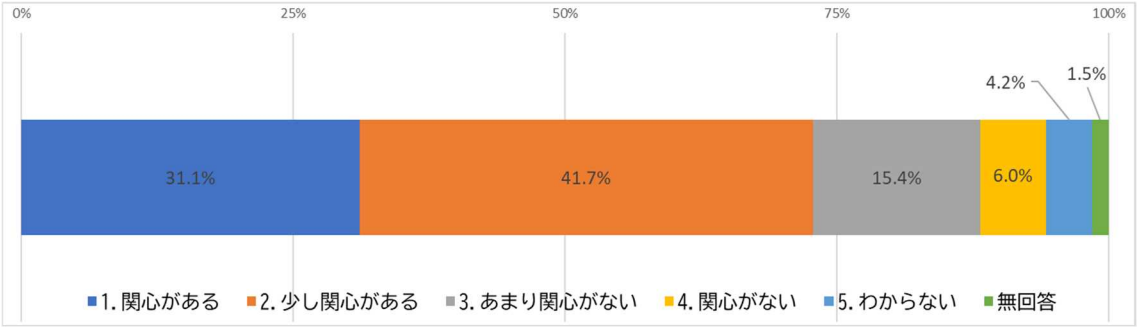

（%）

	関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	関心がない	わからない	無回答
18～20 歳代	33.3	56.7	3.3	0.0	6.7	0.0
30 歳代	15.4	42.3	26.9	3.8	7.7	3.8
40 歳代	26.2	52.4	14.3	4.8	2.4	0.0
50 歳代	27.3	41.8	16.4	7.3	7.3	0.0
60 歳代	38.9	41.7	11.1	5.6	0.0	2.8
70 歳代以上	35.3	37.6	17.6	5.9	2.4	1.2
無回答	23.8	14.3	23.8	19.0	14.3	4.8

人権や差別問題について、「関心がある」と「少し関心がある」と答えた人の合計は 72.8%で、「少し関心がある」と答えた人が 41.7%と高い割合を示しています。一方、「あまり関心がない」「関心がない」と答えた人の合計は 21.4%で、人権や差別問題について関心のない人が一定数います。

質問3　　あなたは今、人権が守られていると思いますか(○は１つ)

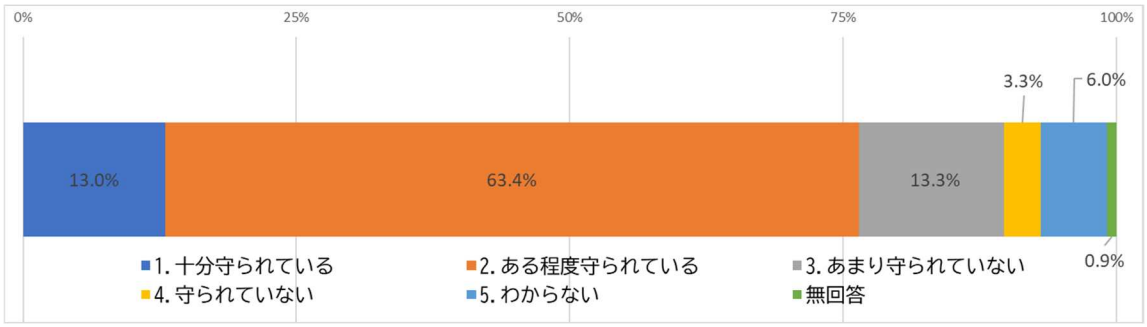

自分の人権が「十分守られている」、「ある程度守られている」と答えた人の合計は 76.4％と高い割合を示しています。一方、「あまり守られていない」、「守られていない」と答えた人の合計は16.6％で、人権が守られていないと感じている人がいます。

質問4　　あなたや家族の方が、他人から人権を侵害されたことや傷つけられたことがありますか(○は１つ)

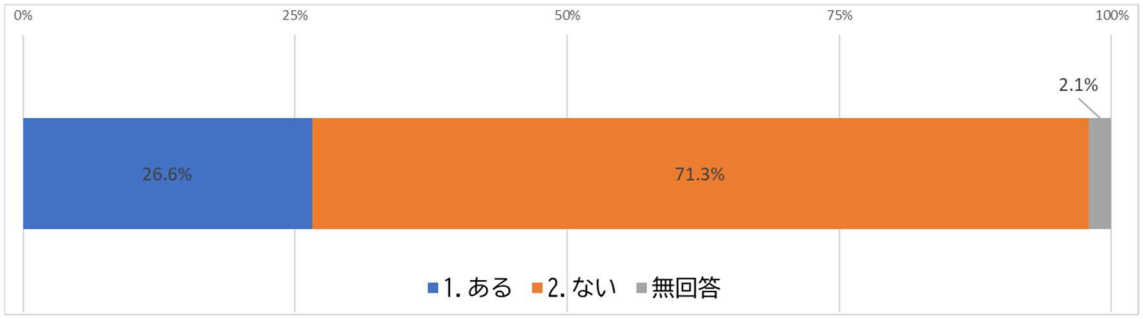

自分や家族が他人から人権侵害を受けたり、傷つけられたことが「ある」と答えた人は26.6％となっています。一方、「ない」と答えた人は 71.3％でした。

質問5　　あなたは、他人の人権を傷つけたことがあると思いますか（○は１つ）

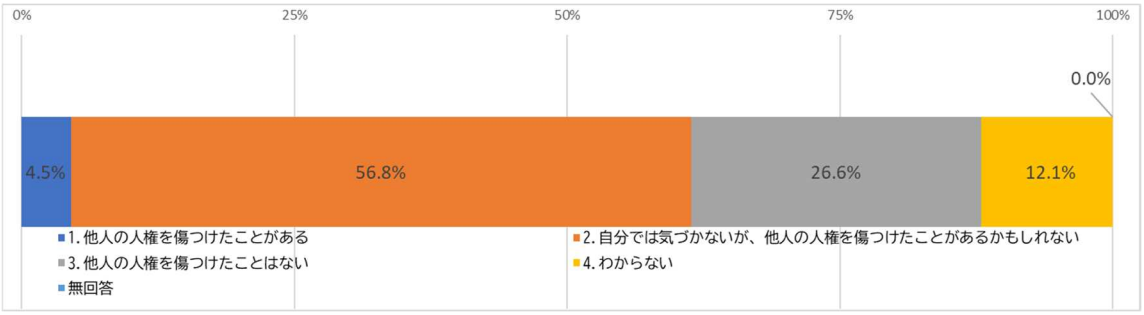

「自分では気づかないが、他人の人権を傷つけたことがあるかもしれない」と答えた人は56.8%で高い割合を示しています。このことは、「故意に他人を傷つけようとしたつもりはない」としながらも、相手の捉え方によっては「もしかしたら」と自分を省みる姿勢が伺えます。一方、「他人の人権を傷つけたことはない」と答えた人は 26.6%でした。

質問6　　もし、あなたが人権侵害を受け、自分ひとりでは解決できないと判断した場合、どのように対処しますか（○は３つまで）

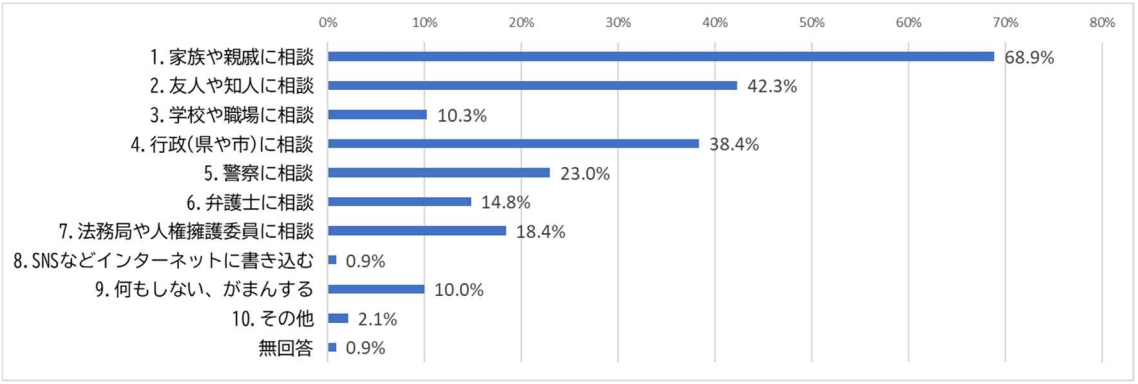

最も多かった答えは「家族や親戚」（68.9%）で、次いで「友人や知人」（42.3%）、「行政に相談」（38.4%）の順となっており、身近な人に相談するという傾向が見られます。

また、「警察」「弁護士」「法務局や人権擁護委員」などの専門機関に相談するという人の割合も高くなっています。

一方で、「何もしない、がまんする」と答えた人が1割で、身近に相談できる環境がなくそのまま我慢していることが読み取れます。

質問7　あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査や信用調査をすることについてどう考えますか(○は１つ)

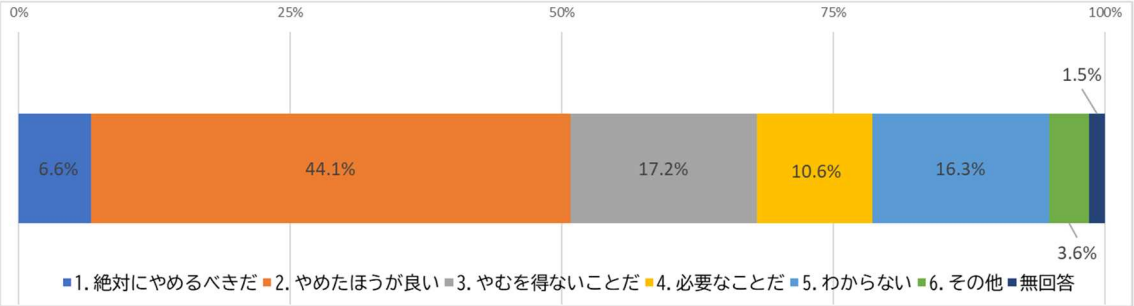

「絶対にやめるべきだ」、「やめたほうが良い」と答えた人の合計は 50.7%です。一方、「やむを得ないことだ」、「必要なことだ」と答えた人の合計は 27.8%で、一定数は調査を肯定的に考えています。

身元調査や信用調査については差別につながることを啓発する必要があります。

質問8　神埼市では平成 27 年２月から本人通知制度[1]を導入しています。
本人通知制度を知っていますか（○は１つ）

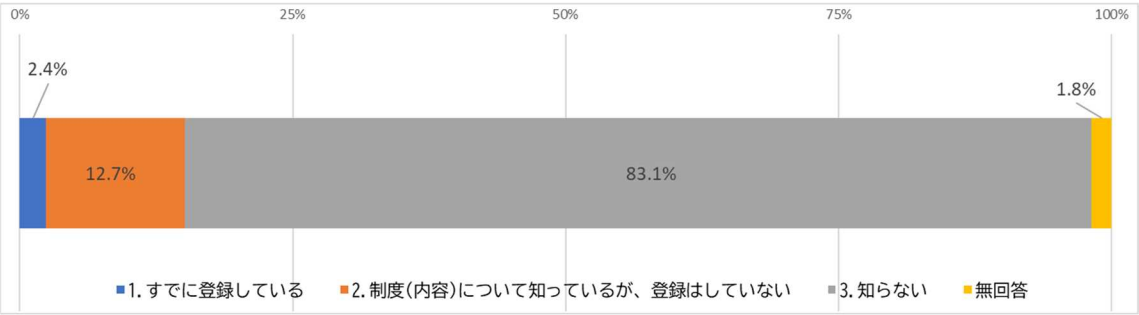

「知らない」と答えた人が 83.1%と最も高い割合を示しています。一方で「すでに登録している」と答えた人は、わずか 2.4%でした。

[1] 本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍などを第三者に交付したときに、事前に登録した本人に交付の事実を通知する制度です。これにより、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利侵害を防止することを目的としています

質問９　日本社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものを選んでください。（〇はいくつでも可）

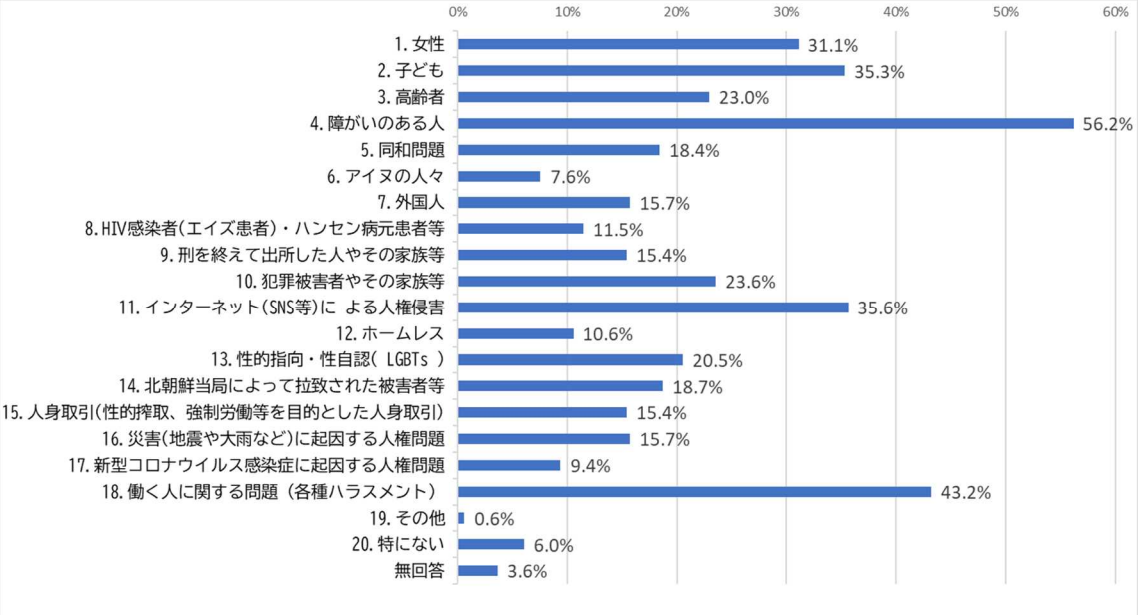

最も多い答えは、「障がいのある人」（56.2％）で半数以上の割合になっています。次いで「働く人に関する問題（各種ハラスメント）」（43.2％）、「インターネット（SNS 等）による人権侵害」（35.6％）、「子ども」（35.3％）の順で高い関心が示されています。

質問 10　女性に関することがらで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は３つまで）

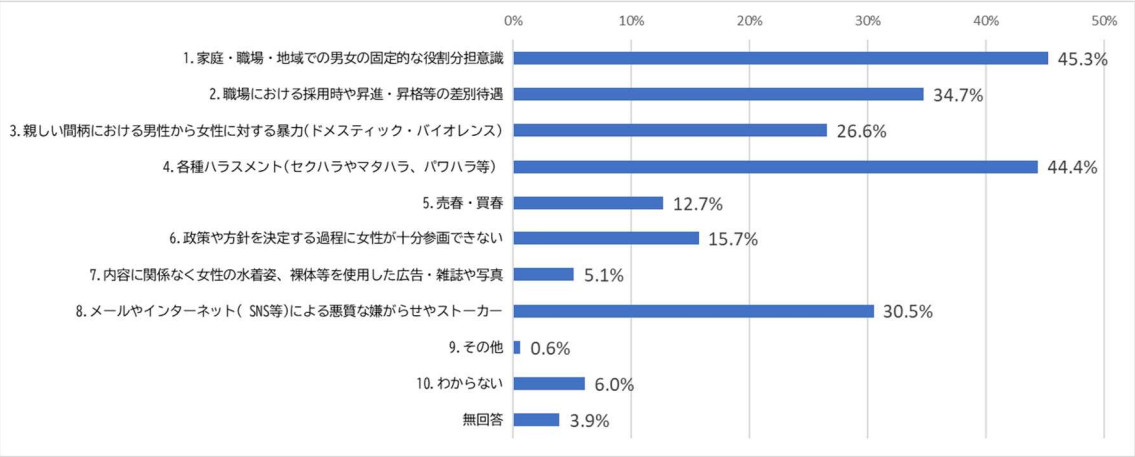

最も多かった答えは「男女の固定的な役割分担意識」（45.3%）で、次いで「各種ハラスメント」（44.4%）が同程度の割合を示しています。また、「職場における採用時や昇進・昇格等の差別待遇」（34.7%）と「メールやインターネット（SNS 等）による悪質な嫌がらせやストーカー」（30.5%）のいずれも3割以上の人が問題があると考えています。

質問 11　子どもに関することがらで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は３つまで）

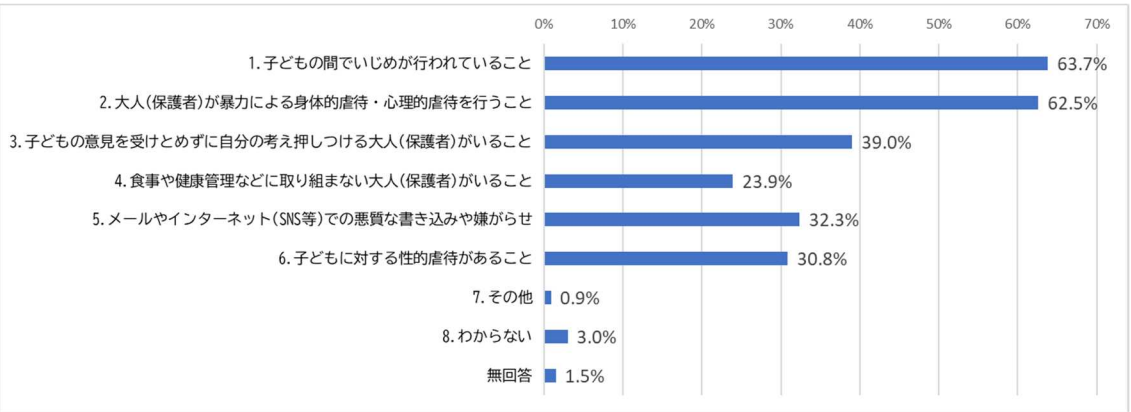

最も多かった答えは「子どもの間でいじめが行われていること」（63.7%）で、次いで「大人が暴力による身体的虐待・心理的虐待を行うこと」（62.5%）と6割を超え、高い関心が伺えます。

質問 12　高齢者に関することがらで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は3つまで）

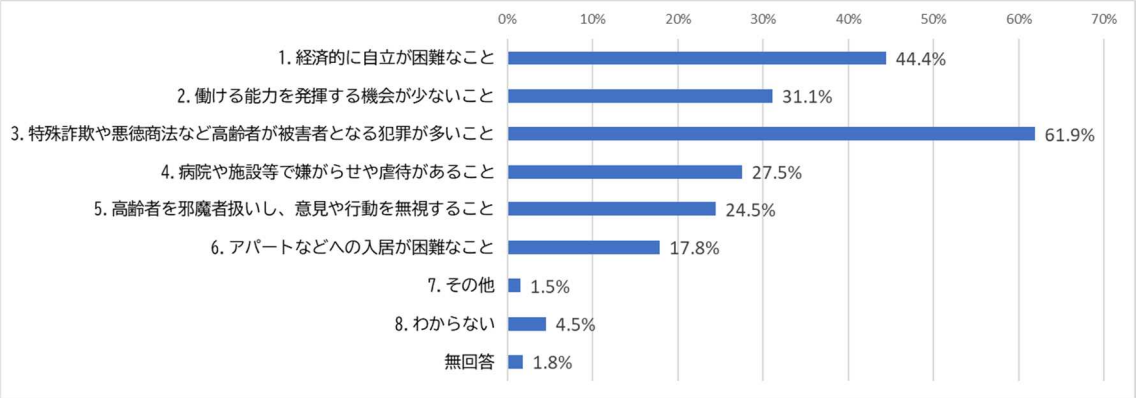

最も多かった答えは「特殊詐欺や悪徳商法など高齢者が被害者となる犯罪が多いこと」（61.9%）で、次いで「経済的に自立が困難なこと」（44.4%）、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」（31.1%）の順となっています。

質問 13　障がい者に関することがらで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は3つまで）

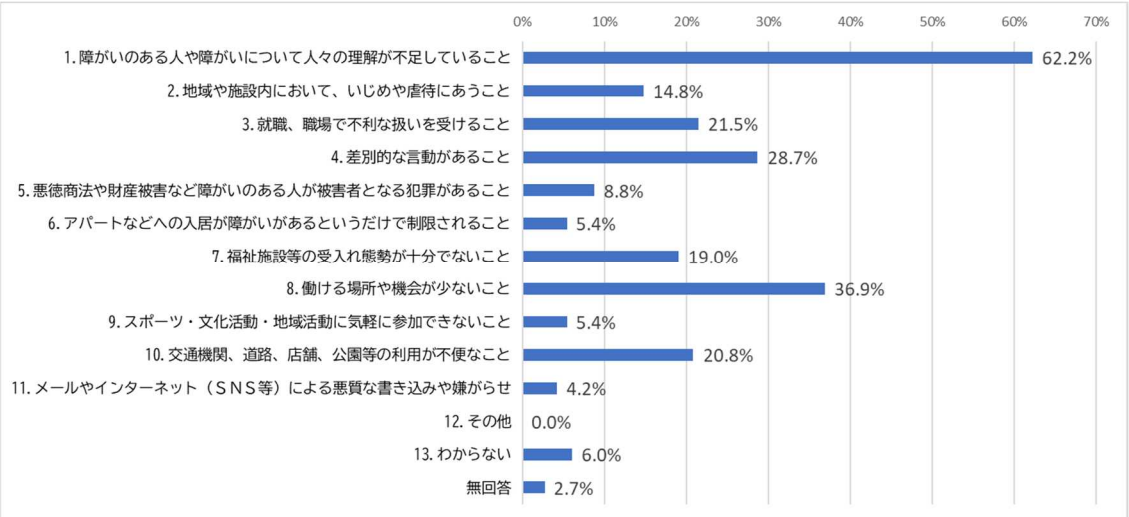

最も多かった答えは「障がいのある人や障がいについて人々の理解が不足していること」（62.2%）で、次いで「働ける場所や機会が少ないこと」（36.9%）、「差別的な言動があること」（28.7%）となっています。

質問 14　外国人に関することがらで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は3つまで）

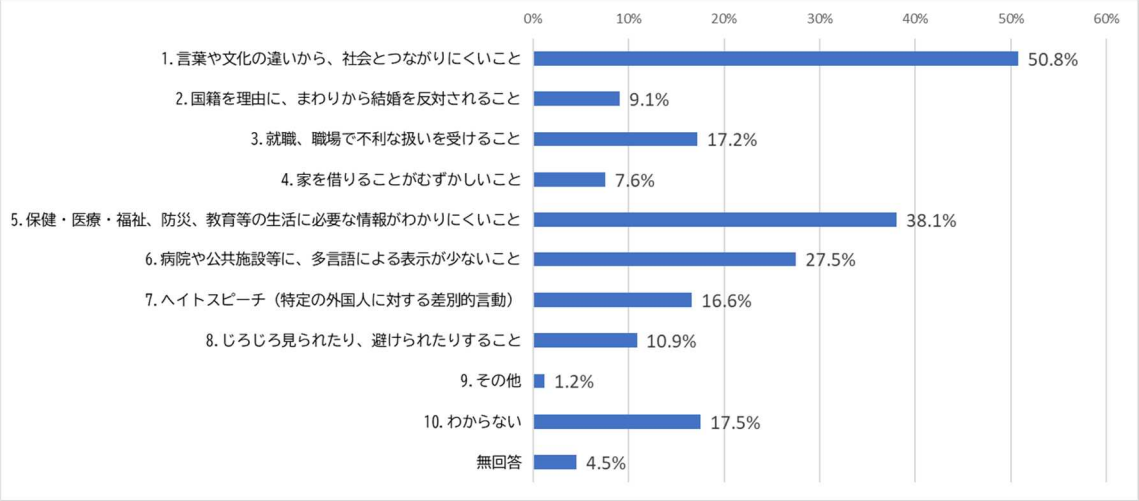

最も多かった答えは「言葉や文化の違いから、社会とつながりにくいこと」（50.8%）で、次いで「保健・医療・福祉、防災、教育等の生活に必要な情報がわかりにくいこと」（38.1%）、「病院や公共施設等に、多言語による表示が少ないこと」（27.5%）となっており、外国人が日常生活を送るうえで問題と思われる項目への関心が高いことが伺えます。

質問 15　インターネット（SNS等）に関することがらで、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は3つまで）

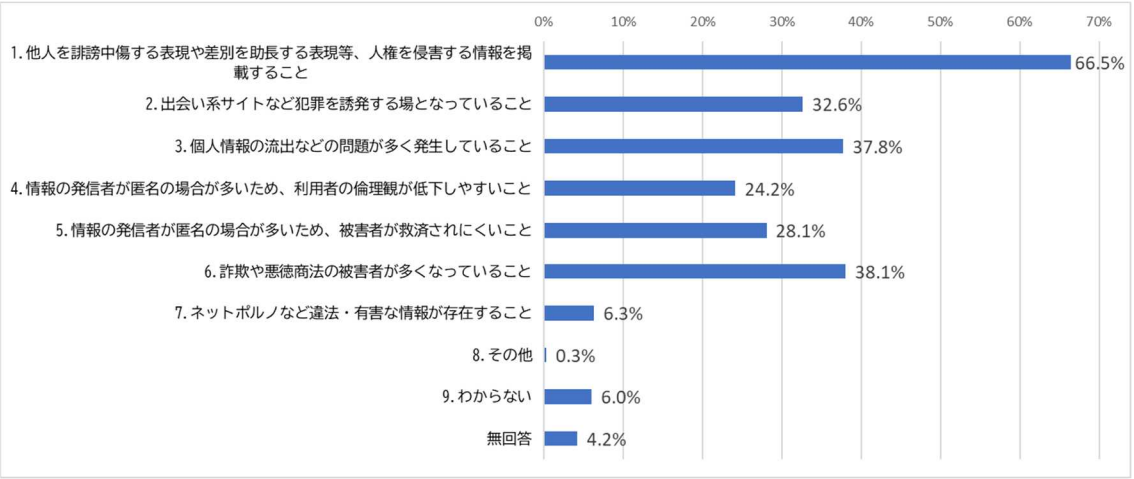

「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」と答えた人が 66.5%と非常に高い割合を示しています。

質問 16　性的指向・性自認（LGBTs）などに関することがらで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は3つまで）

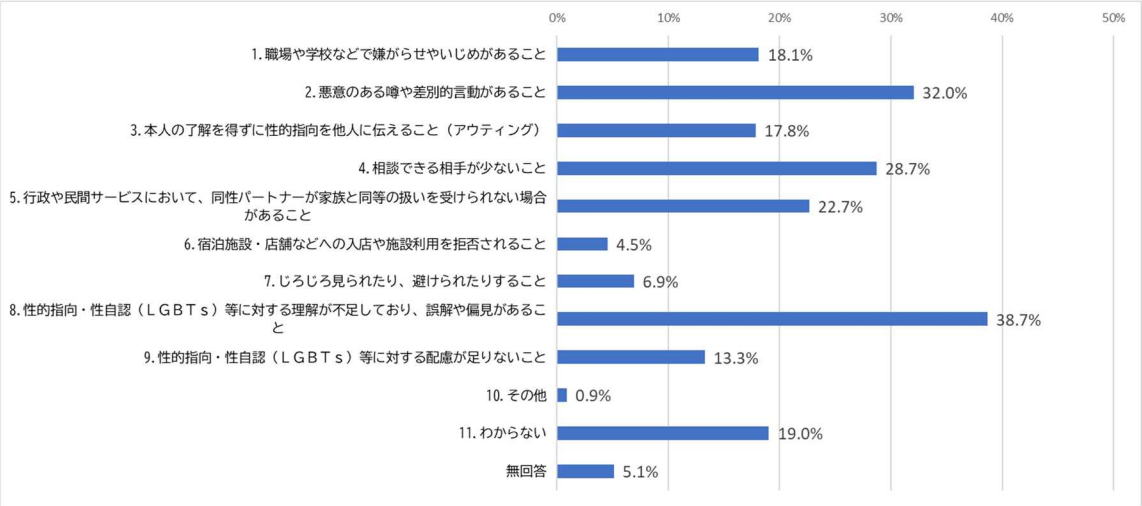

最も多かった答えは「性的指向・性自認（LGBTs）等に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」（38.7%）で、次いで「悪意のある噂や差別的言動があること」（32.0%）、「相談できる相手が少ないこと」（28.7%）の順となっています。

質問 17　災害が発生したときに、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は3つまで）

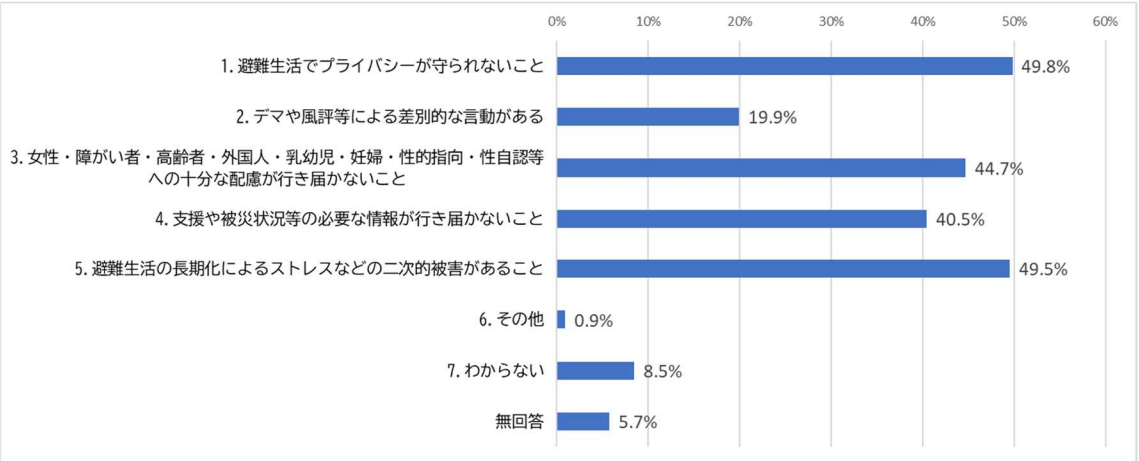

最も多かった答えは「避難生活でプライバシーが守られないこと」（49.8%）、次いで「二次被害があること」（49.5%）、「女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的指向・性自認等への十分な配慮が行き届かないこと」（44.7%）、「支援や被災状況等の必要な情報が行き届かないこと」（40.5%）の順で、それぞれ４割を超えており高い関心が伺えます。

質問 18　平成 28 年以降に「差別解消のための法律」が以下のとおり施行されていますが、知っている法律はありますか（〇はいくつでも可）

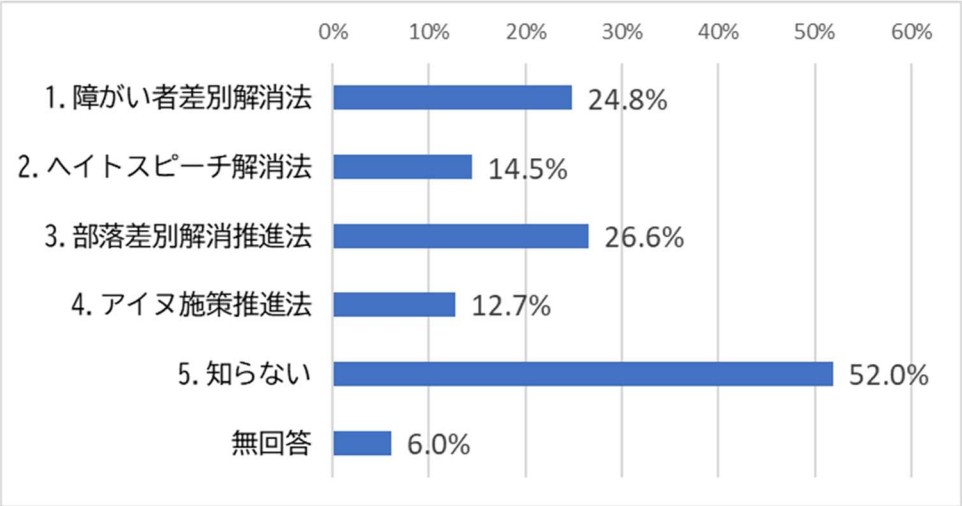

「障がい者差別解消法」を知っていると答えた人が 24.8%、「ヘイトスピーチ解消法」と答えた人が 14.5%、「部落差別解消推進法」と答えた人が 26.6%、「アイヌ施策推進法」と答えた人が 12.7%となっています。一方で、「知らない」と答えた人が 52.0%と最も高い割合を示しています。

(3)同和問題について

質問 19 あなたは、同和地区(被差別部落)に生まれた人たちや住む人たちが、今でも就職や結婚などで差別を受けていること(同和問題)を知っていますか(○は1つ)

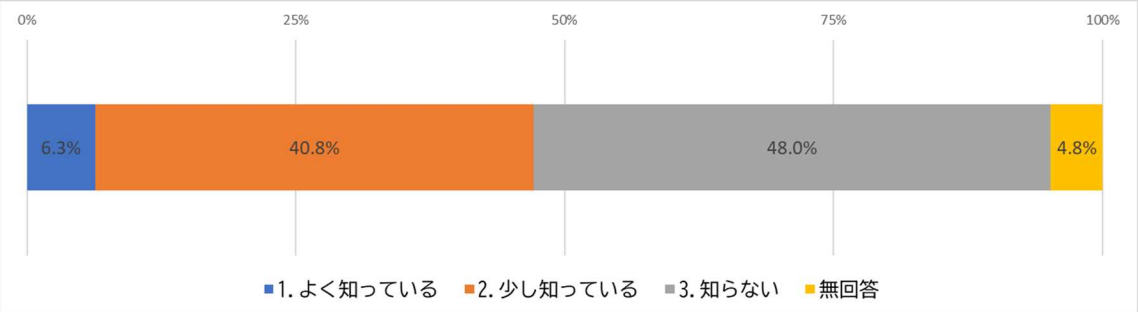

(%)

	よく知っている	少し知っている	知らない	無回答
18～20 歳代	10.0	40.0	50.0	0.0
30 歳代	7.7	38.5	53.8	0.0
40 歳代	4.8	45.2	50.0	0.0
50 歳代	1.8	47.3	49.1	1.8
60 歳代	8.3	40.3	50.0	1.4
70 歳代以上	8.2	42.4	43.5	5.9
無回答	0.0	14.3	42.9	42.9

「よく知っている」と「少し知っている」と答えた人の合計は 47.1%で、「知らない」と答えた人は48.0%となり、ほぼ同じ割合となりました。年代別に見ても、同程度の割合が示されています。

質問 20　あなたが、同和問題をはじめて知ったのは、どのようなきかっけからですか（〇は1つ）

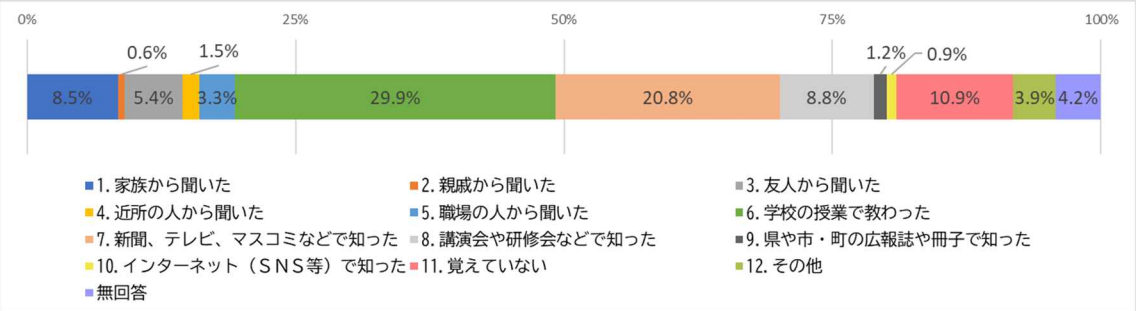

最も多かった答えは「学校の授業」（29.9％）で、次いで「新聞、テレビ、マスコミなど」が20.8%となっています。その他で「橋のない川[2]を読んで」という回答が２件ありました。

質問 21　あなたは、同和問題に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか（〇はいくつでも可）

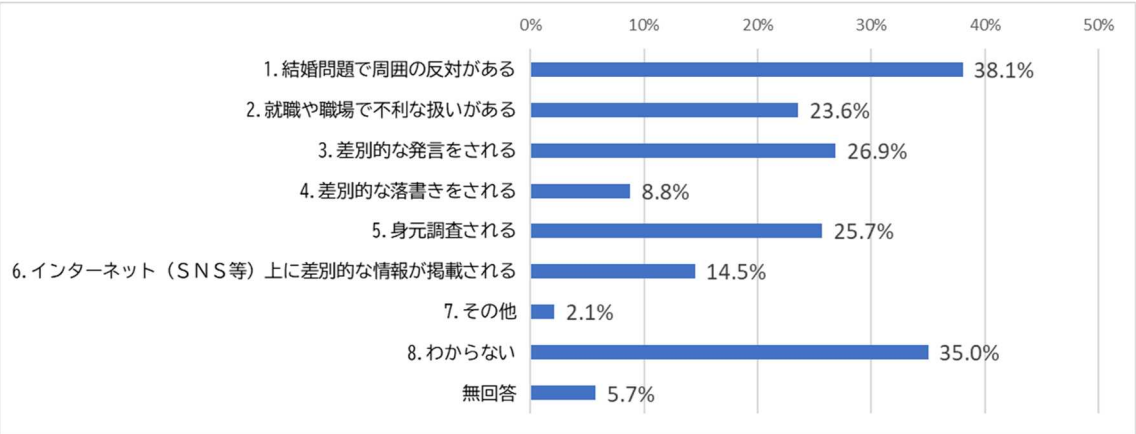

「結婚問題で周囲の反対がある」（38.1％）が最も多く、一方で「わからない」と答えた人が35.0%と高い割合を示しています。「差別的な言動をされる」（26.9％）、「身元調査される」（25.7%）、「就職や職場で不利な扱いがある」（23.6%）が同程度の割合となっています。

[2] 部落差別を題材とした小説

質問 22　仮に、あなたが日頃から親しくつきあっている近所の人や職場の人が同和地区（被差別部落）出身であることがわかったとき、あなたはどうしますか（○は1つ）

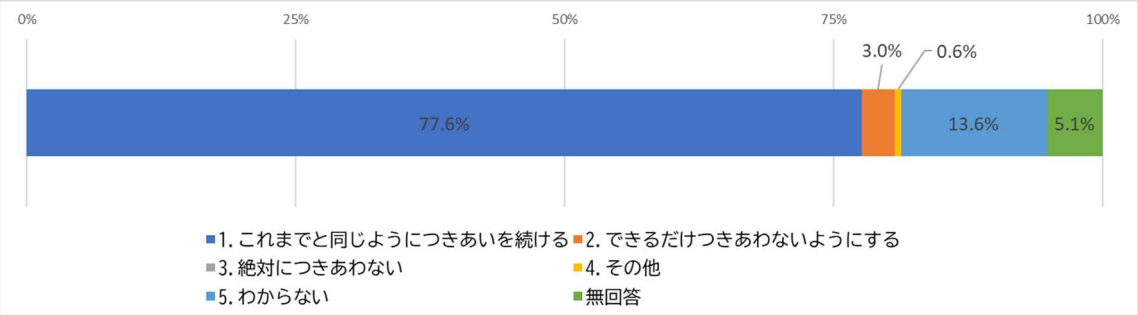

（%）

	これまでと同じようにつきあいを続ける	できるだけつきあわないようにする	絶対につきあわない	その他	わからない	無回答
18～20 歳代	80.0	0.0	0.0	0.0	16.7	3.3
30 歳代	92.3	3.8	0.0	0.0	3.8	0.0
40 歳代	85.7	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
50 歳代	78.2	7.3	0.0	0.0	12.7	1.8
60 歳代	83.3	1.4	0.0	1.4	11.1	2.8
70 歳代以上	76.5	3.5	0.0	0.0	16.5	3.5
無回答	23.8	4.8	0.0	4.8	19.0	47.6

「これまでと同じようにつきあいを続ける」と答えた人は 77.6%となりました。年齢別で見ても全体的に高い割合を示しています。一方で、「できるだけつきあわないようにする」は 3.0%、「絶対につきあわない」という人はいませんでした。

質問 23　仮に、あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が同和地区（被差別部落）出身の人であることであることがわかったとき、あなたはどうしますか（○は1つ）

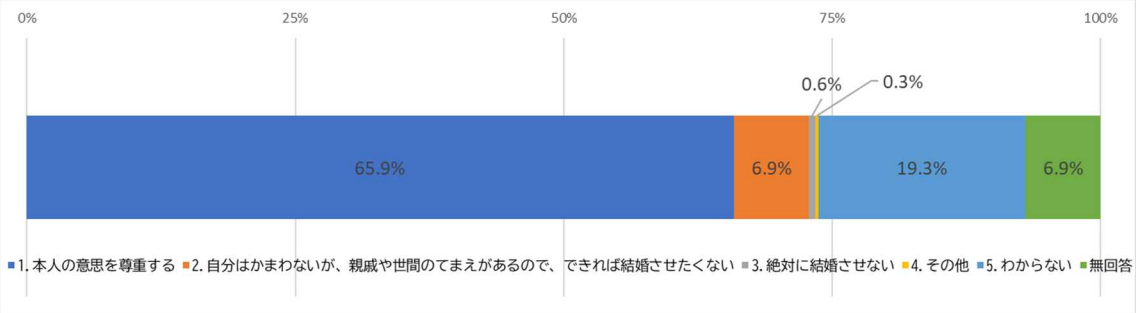

「本人の意思を尊重する」が 65.9%と割合が高く、「できれば結婚させたくない」と「絶対に結婚させない」と答えた人の合計は 7.5%でした。また、「わからない」と答えた人が 19.3%で、態度を表明してない人も多くいます。

質問 24　同和問題の解決について、あなたはどう考えますか（○は1つ）

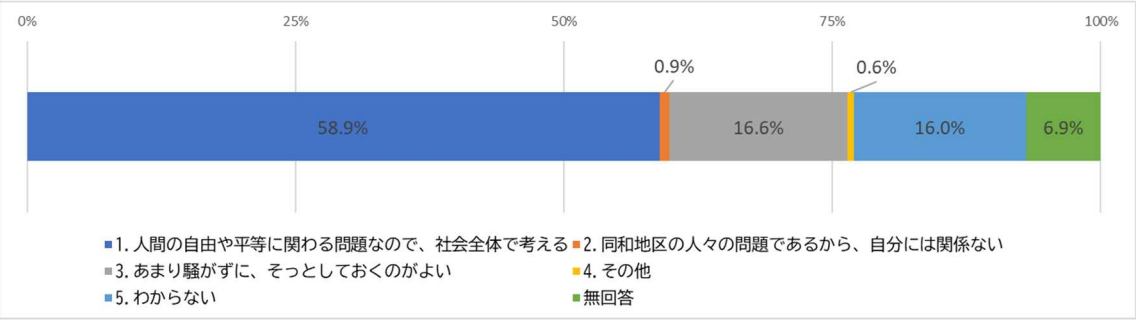

「社会全体で考える」（58.9%）が最も多く、次いで「あまり騒がず、そっとしておくのがよい」と答えた人が 16.6%となりました。また、「わからない」と答えた人が 16.0%でした。

同和問題を放置したり、当事者のみの問題とすることは同和問題の解決につながらないことを啓発していく必要があります。

質問 25　あなたは、同和問題の解決に、今後どのようなことが必要だと思いますか（○はいくつでも可）

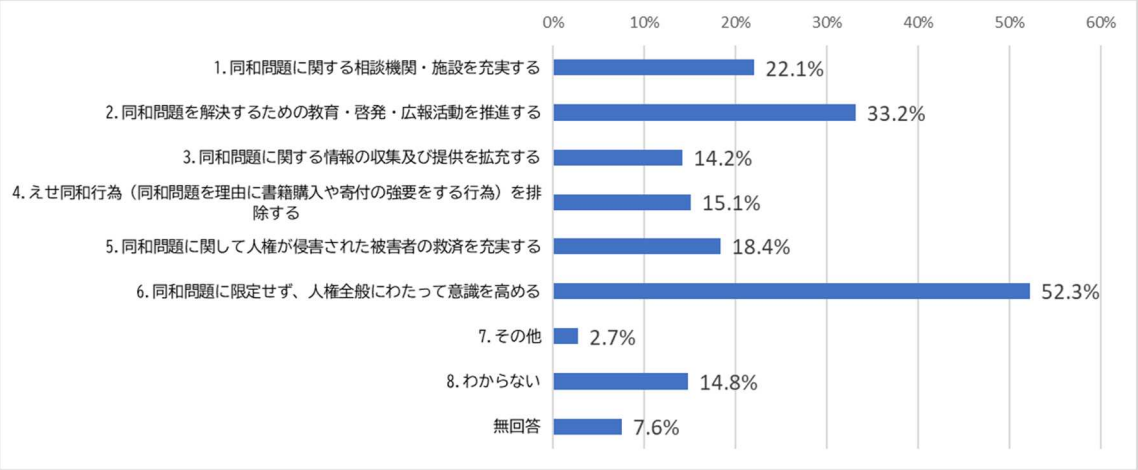

「同和問題に限定せず、人権全般にわたって意識を高める」が 52.3%と最も多い割合を示し、「同和問題を解決するための教育・啓発・広報活動を推進する」が 33.2%となっています。また、「同和問題に関する相談機関・施設を充実する」が 22.1%となっています。

(4)啓発活動について

質問 26　人権・同和問題を正しく理解してもらうために各種の教育・啓発活動を行っていますが、あなたは見たり、聞いたり、読んだり、参加したりしたことがありますか（○はいくつでも可）

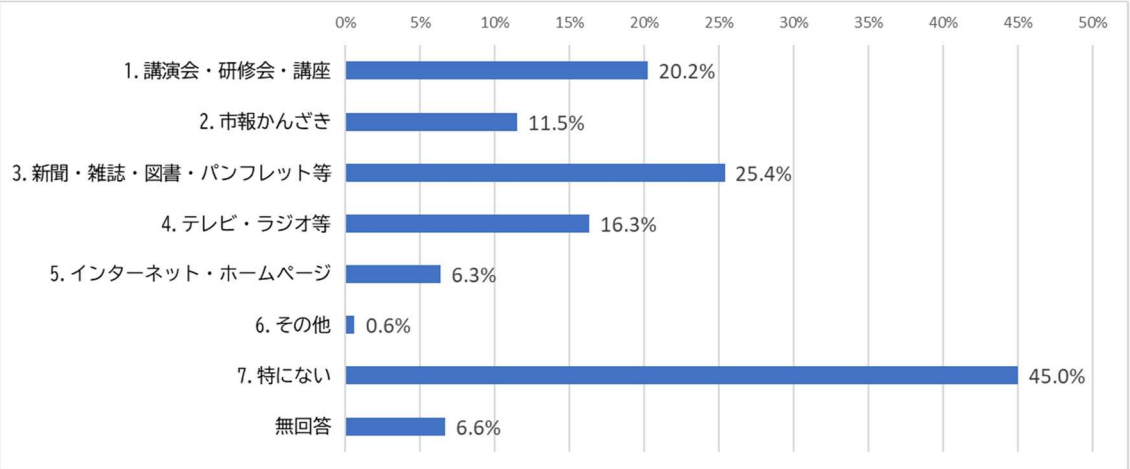

「新聞・雑誌・図書・パンフレット等」（25.4%）、「講演会・研修会・講座」（20.2%）と約2割の人は教育・啓発活動に参加もしくは読んだりしている一方で、「特にない」と答えた人が 45.0%と最も多い割合となっています。

質問 27　人権･同和問題について理解を深めるために、あなたが最も効果的であると思うのはどれですか(○は1つ)

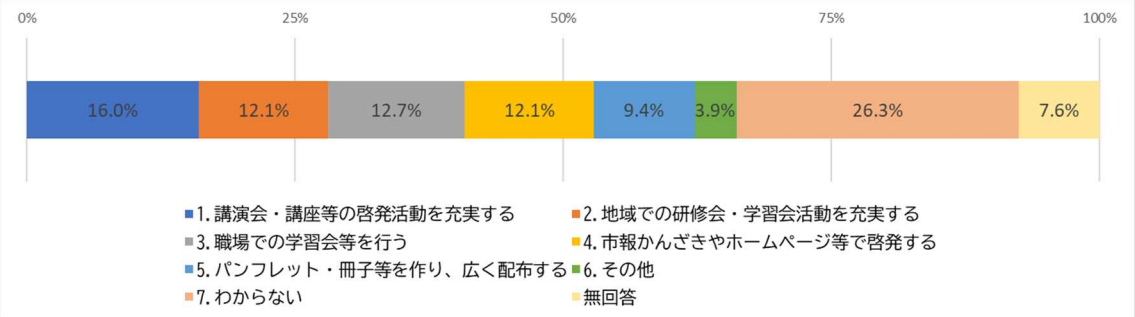

「講演会･講座等の啓発活動を充実する」(16.0%)、「地域での研修会･学習会活動を充実する」(12.1%)、「職場での学習会等を行う」(12.7%)、「市報かんざきやホームページ等で啓発する」(12.1%)がそれぞれ1割を超えています。また、その他で「子どもの頃から学校で教育する」という答えが6件ありました。

(5)回答者について

質問 28　性別は

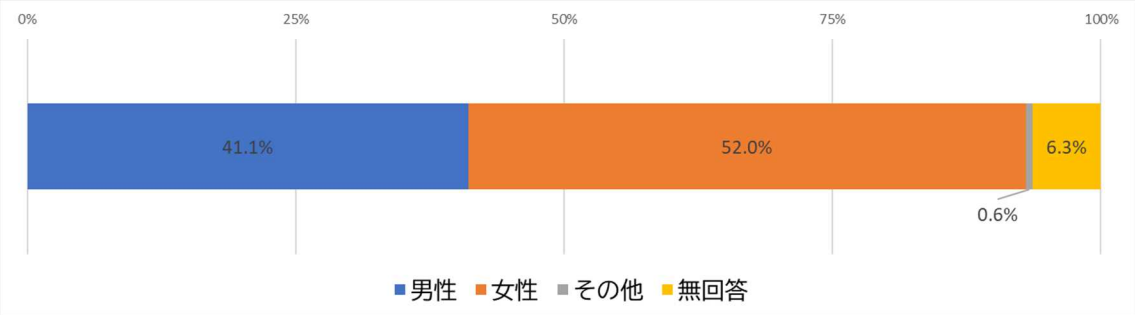

質問 27　年齢は

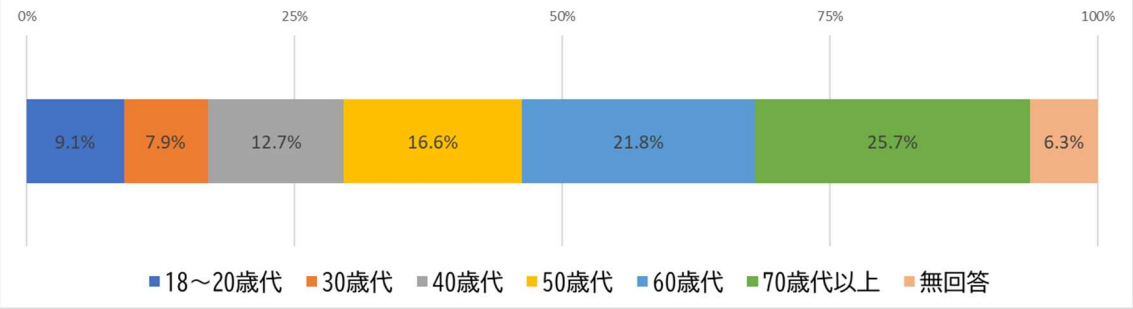

Ⅲ. 参考資料

○神埼市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成18年7月14日

条例第181号

（目的）

第1条　この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、人権尊重を基調とする明るく住みよい神埼市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条　市は、前条の目的を達成するために必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

（市民の役割）

第3条　すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

（施策の推進）

第4条　市は、基本的人権を擁護し、明るく住みよい社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。

（啓発活動）

第5条　市は、人権意識の高揚を図るため、関係団体等と密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

（推進体制）

第6条　市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成十二年十二月六日）

（法律第百四十七号）

（目的）

第一条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養（かん）を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条　この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。